⑧保証・連帯保証

抵当権・・・債権を確実に回収するため、不動産を
「かた」に取る

保証・・・債権を確実に回収するため、人の信用を
「かた」に取る

保証債務

保証債務とは？△

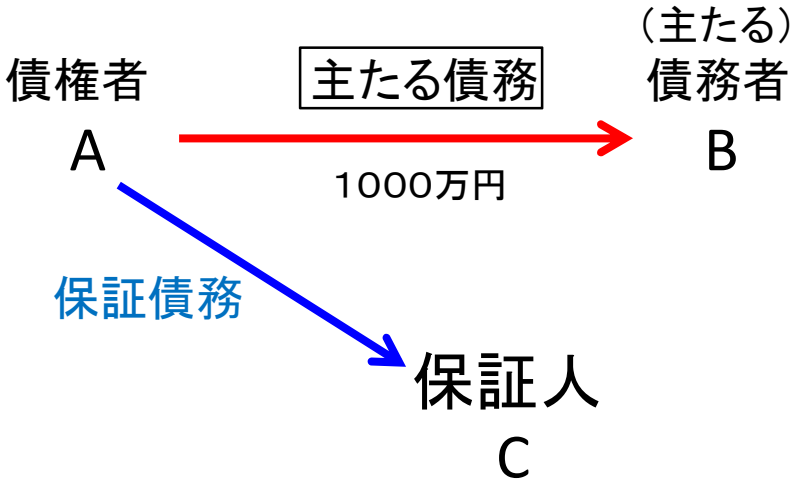

・Bが弁済できない時Cが肩代わりする
(書面で締結)
・Bは保証契約の当事者ではない

保証債務

保証人の資格×

特別な資格は必要ない

債権者さえ良ければ、無資力、制限行為能力者でも保証人になれる

（例外） 債務者が保証人を立てる義務を負っている場合

保証人は、弁済の資力があり、かつ、行為能力者でなければならない

保証債務の範囲×

特約がない限り、元本のほか、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償などを含む（ただし、保証債務 ≦ 主たる債務）

※ 保証債務は、主たる債務とは別個の債務

→ 保証債務だけについて、違約金や損害賠償額の予定をすることもできる

保証債務

保証債務の性質△

付従性

主たる債務が弁済や時効により消滅すると、保証債務も自動的に消滅する

主たる債務者に生じた事由の効力は、原則として、保証人にも及ぶ

※　保証人に生じた事由は、原則、主たる債務者には及ばない

随伴性

債権譲渡などにより主たる債務が移転した場合、保証債務もこれに伴って移転する

補充性

催告の抗弁権

債権者から履行の請求を受けた場合、まず主たる債務者に催告するよう請求することができる

検索の抗弁権

債権者から履行請求を受けた場合に、主たる債務者に弁済の資力があり、しかも強制執行が容易な財産があることを証明すれば、まず主たる債務者の財産について強制執行するよう主張できる

保証債務

共同保証×

1つの主たる債務について数人の保証人がいる

各保証人は、主たる債務を保証人の頭数で等しく分けた額についてのみ、保証債務を負担する（分別の利益）

保証人の求償権△

主たる債務者に代わって弁済した場合、その保証人は、主たる債務者に対して肩代わりした金額を返すよう求償することができる

また、保証人が複数いる場合、自己の負担部分を超えて弁済した保証人は、主たる債務者の資力が十分でない場合、他の共同保証人に対しても、その負担部分に応じて求償することができる

【求償の範囲】

弁済等のあった日以後の法定利息や費用その他の損害賠償が含まれる

保証債務

連帯保証○

主たる債務者と連帯して保証債務を負担する保証形態

連帯保証人C・Dは、それぞれ300万円全額について保証債務を負担
→ Aに請求されると直ちに300万円全額を支払う
C・Dの保証債務について消滅時効が中断するとともに、債務者Bの主たる債務も消滅時効が中断する

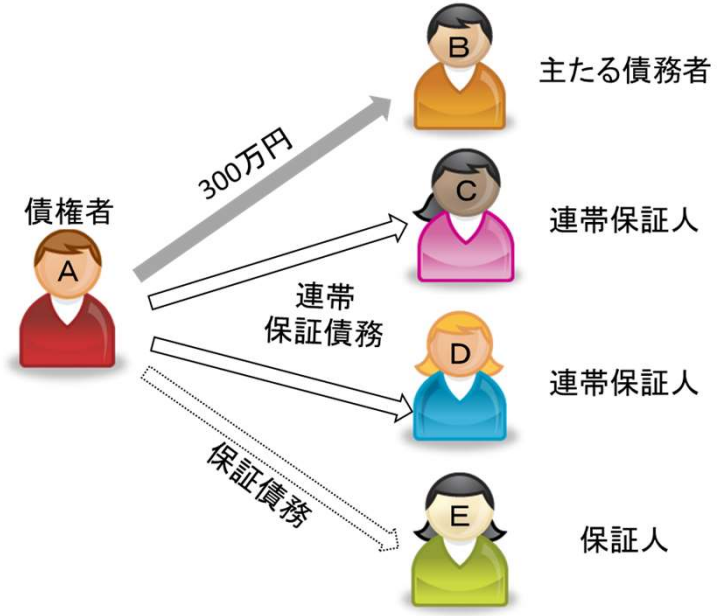

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「短期宅建合格マニュアル」を入手してください。

マニュアルはこちらのホームページから無料でダウンロードできます
http://akazawa-kantei.com/
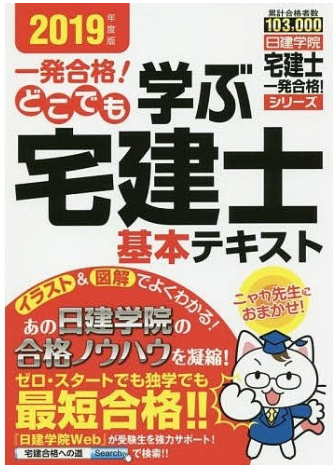
なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を
参照して作成しています。